

さくら市民設民営放課後児童クラブ 施設整備・運営事業者募集要項

令和 7 年 7 月

栃木県 さくら市
健康福祉部 こども政策課

目 次

1 募集の趣旨	3
2 募集する事業の内容	3
3 応募資格	4
4 施設整備及び運営等に関する基本的条件	4
5 募集・審査の流れ（予定）	5
6 応募申込書の提出	6
7 質疑及び回答	7
8 事業予定者の選定方法等	8
・別添 1 応募資格について	1 0
・質疑書	1 2
・募集に関する説明会参加申込書	1 3
・様式類	1 4
・【参考資料 1】乳幼児数及び保育利用児童数の推移	2 3
・【参考資料 2】小学校児童数及び放課後児童クラブ利用児童数の推移	2 4
・【参考資料 3】位置図（旧氏家町区域）	2 5
・【参考資料 4】さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例	2 6
・【参考資料 5】子育て関連施設マップ	3 1
・【参考資料 6】施設整備及び運営に係る委託料・補助金の目安	3 2

1 募集の趣旨

さくら市では、核家族化・共働き化の進行などにより、放課後児童クラブの利用者数が増加しており、今後もさらなる増加が見込まれています。特に、上松山小学校や南小学校など、地域的に児童数が増加傾向の小学校区では待機児童対策が喫緊の課題となっています。また、社会情勢や就労状況の変化などにより、保護者が求める保育ニーズも多様化しております。

これらの状況を踏まえ、待機児童の防止及び質の高い保育サービスを継続的に提供することを目的に、施設を整備し運営を行う事業者を募集します。

2 募集する事業の内容

(1) 開所日

令和9（2027）年4月1日（木）

※ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、市と事業者の間で協議し決定するものとします。

(2) 募集区分

放課後児童クラブ施設 2カ所

ア．さくら市立上松山小学校区域内 1カ所

イ．旧氏家町区域内で、上記ア以外の区域内 1カ所

※ア・イの両方に応募することも可能とします。

(3) 要求内容

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年9月5日条例第24号）に定めるほか、下記のとおりです。

放課後児童クラブ施設	
定員	<u>30名以上おおむね40名以下</u> 小学校1年生～6年生児童を対象とすること
開所時間	・基本開所時間 平日は下校後3時間以上 土曜及び学校長期休業日は <u>8時間以上</u> ・延長保育時間 基本開所時間を超える時間で具体的に提案してください。
休日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日、3日、及び12月29日から12月31日までの日 (ただし休日保育の実施を妨げるものではありません。)
設備基準	<u>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画※）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</u> <u>※児童1人につきおおむね1.65㎡以上</u>
その他	平日は小学校から実施場所までの迎えを実施すること。

3 応募資格

応募できる事業者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 別添 1 に掲げる要件を満たす法人（政治的な目的のために結成された法人を除く。）であること。
- (2) 申請者及び法人代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

4 施設整備及び運営等に関する基本的条件

施設整備・運営に関しては、以下の法令等及び条件を遵守するものとします。

- (1) 候補者に選定後、近隣住民及び入所予定者への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において対応すること。
- (2) 施設整備にあたっては、さくら市と協議を行うとともに、さくら市から指導があった場合には、これに従うこと。

※ 施設整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とします。

※ 当該事業が国の子ども・子育て支援施設整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。ただし、補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することはできません。

※ 整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地（地上権又は賃借権を設定・登記する）でも可とします。ただし借地の場合は、計画書の提出までに地権者の確約を得てください。

- (3) 次の事項を遵守して施設整備を行うこと。
 - ア 周辺環境を考慮し、安全に配慮した保育施設として施設整備を行うこと
 - イ 送迎の際に保護者が一時的に利用する自動車の駐車場を確保すること

- (4) 施設の整備及び運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。また、これらを所管する関係機関と事前に十分協議を行うこと。
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令
 - イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
 - ウ 児童福祉施設の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年 3 月 13 日栃木県条例第 17 号）

- エ さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成 26 年 9 月 5 日さくら市条例第 24 号）
 オ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令
 カ その他関係法令等

- （５）本募集に基づいて整備する施設は、さくら市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、転貸、転売を禁止するものであり、継続して事業を実施すること。
- （６）地域との関わり、地域への貢献を十分考慮し、地域の方々に保育施設運営への理解を深めてもらうよう努めること。
- （７）運営にあたっては、国の子ども・子育て支援交付金を活用し、市から業務委託及び補助を行う予定です（33～35 頁【参考資料 6】参考）。

5 募集・審査の流れ（予定）

以下のスケジュールで進める予定です。

番号	内容	時期
①	募集要項の公表	令和 7 (2025) 年 7 月 25 日（金）
②	募集に関する説明会	令和 7 (2025) 年 8 月 5 日（火）
③	質疑受付	令和 7 (2025) 年 8 月 6 日（水） ～29 日（金）
④	申込事前審査	令和 7 (2025) 年 9 月 8 日（月）
⑤	申込期限	令和 7 (2025) 年 9 月 16 日（火）
⑥	1 次審査（書面）	令和 7 (2025) 年 9 月 17 日（水） ～30 日（火）
⑦	2 次審査（プレゼン及びヒアリング）	令和 7 (2025) 年 10 月中旬
⑧	事業予定者の決定・公表	令和 7 (2025) 年 10 月下旬
⑨	整備・運営に関する協定	令和 7 (2025) 年 11 月上旬
⑩	施設開所	令和 9 (2027) 年 4 月 1 日（木）

6 応募申込書の提出

本募集への申込みを希望する事業者（以下「応募者」という。）は、令和7（2025）年9月8日（月）に実施する上記④の申込事前審査を経て、応募申込書及び次に掲げる書類を提出してください。事前審査を受けない場合には、申込みできません。該当する書類がない場合は、その理由書を代わりに提出してください。

※上記⑤申込では、応募申込様式及び提出書類等について、簡単に内容等を審査させていただきます。必ず事前にさくら市こども政策課へ電話で予約をしてからご来庁ください。なお、予約がない場合は受付できません。

（1）提出書類

- ① 応募申込書【様式1】
- ② 法人定款
- ③ 法人代表者の印鑑証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
- ④ 法人登記履歴全部事項証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 法人の概要書（沿革、保育事業参入歴等がわかるもの）
- ⑥ 事業報告書・決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等直近2年分）
- ⑦ 国税の納税証明書（その3の3）、都道府県税に滞納額がないことの証明書、市税に滞納額がないことの証明書
- ⑧ 法人運営に関する基本的な考え方【様式2】
- ⑨ 施設運営にあたっての考え方【様式3】
- ⑩ 放課後児童クラブ運営実績【様式4】
- ⑪ 現在運営している放課後児童クラブの概要【様式5】
- ⑫ 現在運営している放課後児童クラブの指導監査結果（直近のもの）
- ⑬ 現在運営している放課後児童クラブの第三者評価結果（直近のもの）
- ⑭ 現在運営している放課後児童クラブのしおり・入所案内のパンフレット、重要事項説明書等
- ⑮ 現在運営している放課後児童クラブの運営規定・規則
- ⑯ 現在運営している放課後児童クラブの職員状況調査票【様式6】
- ⑰ 計画概要書【様式7】
- ⑱ 開設までのスケジュール（設計、施工、工期、職員採用、研修等）
- ⑲ 施設整備計画書（配置図、平面図、施設概要、資金計画）
- ⑳ 応募資格要件等に関する誓約書【様式8】

※⑱⑲は自由様式とします。①以外の書類は写しで結構です。

※募集区分で両方に応募する場合、⑰～⑲は区分ごとに作成願います。

（2）提出部数

ア 正本1部、副本10部

イ 提出書類は、ファイル（A4・縦型・左綴り）で書類No.順に綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類No.ごとに右端にインデックスを付して提出してください。

(3) 提出日時及び場所（必ず事前審査を受けてから提出してください。）

ア 提出日時 令和 7 (2025) 年 9 月 16 日（火）

午前 9 時から午後 4 時まで ※要予約

イ 提出場所 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市健康福祉部こども政策課（さくら市役所第 2 庁舎
1 階）

電話：028－681-1125

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出していただいた書類は一切返却しません。

イ 提出していただいた書類は、さくら市情報公開条例に基づく開示請求の
対象となります（原則として、個人に関する情報や事業者の正当な利益
を害するおそれのある情報を除きます）。

(5) 費用負担

本募集に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(6) 募集に関する説明会

本募集に関し説明会を以下のとおり実施します。

開催日 令和 7 (2025) 年 8 月 5 日（火）午後 1 時 30 分から

場 所 さくら市役所第 2 庁舎 2 階第 1・2 会議室

※ 8 月 1 日（金）までに募集要項 13 ページの説明会参加申込書により、健
康福祉部こども政策課（kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp）あてメー
ルで提出し説明会に参加してください。なお、説明会当日は、本募集要
項を持参してください。説明会への参加が、応募の条件ではありません。

7 質疑及び回答

本公募に関する質疑は、次のとおり受け付けます。

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質疑書」に記載のうえ、メール若しく
は直接持参してください。（メール送付の際、事前に電話にて連絡をお願い
します。）これ以外の方法（電話、FAX、来庁等）による質疑応答は行いま
せん。

(2) 質疑受付期間

令和 7 (2025) 年 8 月 6 日（水）から 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

(3) 受付場所

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市健康福祉部こども政策課（さくら市役所第 2 庁舎 1 階）

電話：028－681-1125

メール：kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp

(4) 回答の方法

受け付けた質疑に対する回答は、令和7(2025)年9月16日(火)までの間、さくら市ホームページに掲載します。質問者に対する個別回答は行いません。回答については、質疑のあった法人名等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。

8 事業予定者の選定方法等

(1) 選定方法

事業予定者の選定は、提出していただいた書類により、さくら市が設置する事業者選定委員会において審査後、最終的にさくら市長が決定します。

ア 一次審査：書類審査

【令和7(2025)年9月17日(水)～9月30日(火)】

イ 二次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査

【令和7年10月中旬頃を予定】

※二次審査は一次審査を通過した上位事業者を対象に実施します。

※1事業者1時間程度を予定しています。

(2) 選定基準

下記の事項を重視して審査を行います。

ア 組織運営

法令等の基準に基づく適切な組織運営、事業内容について理解と熱意、過去の指導監査等の状況

イ 財政運営

法人としての財政・収支状況、継続的に安定的な事業運営が図られるか

ウ 事業運営

法令等の各種基準その他要件を満たしているか

エ 事業計画

施設整備の見通しが確実であること、将来を見通した計画であること

オ その他

① さくら市内で認可保育所や放課後児童クラブ等を運営している法人

② 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、質の高い保育サービスが継続的に実施されるか

③ さくら市の保育行政を理解し、運営において積極的に本市に協力する事業者であること

(3) 選定結果

選定結果については、応募者へ令和7年10月下旬を目途に通知します。

(4) 結果の公表

結果公表については、さくら市ホームページに掲載します。応募者又は第三者から情報公開を求められた際は、さくら市情報公開条例に基づき提出書類を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(5) その他

- ① 事業予定者決定後の計画変更は原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるものや施設整備の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。
- ② 事業予定者決定後でも法令等により事業計画の実現が見込まれないなど、施設整備・運営が困難とさくら市が判断した場合や計画が著しく変更された場合には事業予定者としての決定を取り消すことがあります。また、事業予定者の都合により計画を取り下げる等、いずれの場合であっても次点の事業者を繰り上がり決定事業予定者とします。

【別添 1】

応募資格について

施設の設置主体は、次の要件を満たすこと。

- (1) 保育事業に熱意と理解を持ち、施設の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) さくら市の保育事業の一翼を担う施設であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係法令及びさくら市の指導を遵守できること。
- (5) 資産要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 社会福祉法人が施設の設置主体となる場合は、基本財産として、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。）を有すること。ただし、社会福祉施設の用に供する不動産を自己所有している場合は、この限りでない。

イ 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、施設の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ ア～イを含む施設運営所要額、法人設立所要額及び施設整備所要額を自己資金、贈与金等市の指定する財源で保有していること。ただし、施設整備所要額については、借入金にすることもできることとする。

※上記ア～ウの資産は開設する施設の資金であり、他の事業に使用する予定の資金は財源とはできません。

- (6) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。
 - イ 申請日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。

- オ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他市税を滞納している者。
- カ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- キ さくら市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、次の要件を満たすこと。

- ア 当該施設の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- イ 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む。）。
- ウ 直近の会計年度において、施設を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。

(8) 整備計画を策定し、当該計画を遵守すること。

令和 年 月 日

質疑書

さくら市健康福祉部 こども政策課 あて

法人名
担当者名
連絡先：電話
 ：メールアドレス

質問事項（関連する募集要項のページ）
質問の内容

令和 年 月 日

募集に関する説明会参加申込書

さくら市健康福祉部 こども政策課 あて

法人名
担当者名
連絡先：電話
：メールアドレス

さくら市民設民営放課後児童クラブ施設整備・運営事業者募集に関する説明会へ参加申込みします。

参加者氏名	

- ※1 参加者は2名以内とします。
- ※2 締切り日(令和7(2025)年8月1日)までに、メールで提出してください。
- ※3 不着防止のため、申込書を提出後、提出先へ電話連絡をお願いします。

【様式 1】

令和 年 月 日

応募申込書

さくら市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

【事務担当者】

所 属
氏 名
電話番号
メールアドレス

このことについて、「民設民営放課後児童クラブ施設整備・運営事業者募集要項」の趣旨を踏まえ、応募します。

応募に関しては、募集要項その他さくら市の指示を遵守し、事業者に決定した場合は、誠意をもって事業を運営していくことを誓約します。

記

1 提出書類 正本 1 部、副本 1 0 部

2 応募区分（該当に○）

	ア．さくら市立上松山小学校区域内
	イ．旧氏家町区域内で、ア以外の区域内

【様式 2】

法人運営に関する基本的な考え方

項目	内容
1 設立の目的・趣旨	
2 法人の経営・運営に関する理念	
3 理念を具現化するための方策	(実践していること)
4 個人情報保護の徹底(職員研修など)について	
5 施設整備計画を進める法人内部の計画推進体制	(事務手続き、運営、整備手続等をどのような体制で行うか)
6 今後の長期計画	(新設や大規模修繕、運営に関することなど、法人運営の今後の計画や目標、方向性について)

【様式3】

施設運営にあたっての考え方

計画地において整備・運営する施設についての考え方を、これまでの既存施設での取組実績や計画地に整備する施設の運営計画等を記入してください。
記入欄は適宜広げて記入してください。

1 新たな保育施設運営にあたっての基本的な方針や目標

--

2 定員設定に関する考え方

--

3 職員育成の考え方、研修計画、健康管理

--

4 児童の健康・保健衛生管理、疾病、安全管理等の対応（与薬のルール等含む）

--

5 おやつ提供の考え方、食物アレルギーへの対応について

--

6 保護者負担費用について（保育料・保育料以外の内容・金額・徴収方法など）

--

7 障がい児受入の実施についての基本理念

8 配慮を要する園児の保育、また家庭への支援に対する考え方、体制

9 地域社会との交流や連携に対する考え方

10 施設建設にあたっての近隣住民への配慮、周辺道路の路上駐車対策

11 法人独自提案、その他（特にアピールしたいことがあれば記入してください）

【様式 4】

放課後児童クラブ運営実績

所在地
法人名

放課後児童クラブの運営実績について、すべて記載してください。

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在

施設名						(□民設民営 □公設民営)		
クラス	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	開所時間
定員 (人)								平日 : ~ : 土曜等 : ~ :
利用 人数 (人)								
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名						(□民設民営 □公設民営)		
クラス	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	開所時間
定員 (人)								平日 : ~ : 土曜等 : ~ :
利用 人数 (人)								
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

※必要に応じ、表の追加・削除をしてください。

【様式 5】

現在運営している放課後児童クラブの概要

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在

クラス	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
定員 (人)							
利用 人数 (人)							
施設 名称				運営 種別	□民設民営 □公設民営		
所在地				基本開 所時間	平日	:	～
					土曜等	:	～
開設 年月日				延長 保育 時間	平日	:	～
					土曜等	:	～
保護者 負担金	月額	円			平日	:	～
	その他	円			土曜等	:	～
職員配置	区分		配置基準		職員数		備考
	施 設 長						
	放課後児童支援員		実施自治体により異なる				
	補 助 員						
	事 務 員						
	そ の 他						

※本計画において整備を想定する施設の規模、定員、運営種別、運営形態に比較的近い施設 1 か所について記入してください。提出書類⑪～⑯は、この様式に記入した放課後児童クラブのものについて記入してください。

※職員数は常勤換算値としてください。

【様式 6】

現在運営している放課後児童クラブの職員状況調査票

施設名称		運営種別	☐ 民設民営 ☐ 公設民営
------	--	------	---

No.	職種	担当職務内容	年齢	資格免許の種類	種別	勤続年数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ・ 職種：施設長、放課後児童支援員、補助員、事務員等を記入。
- ・ 担当職務内容：施設長、担当等を記入。
- ・ 年齢：令和 7 年 4 月 1 日現在で記入。
- ・ 資格免許の種類：放課後児童支援員、保育士等を記入。
- ・ 勤続年数：令和 7 年 4 月 1 日現在で記入。
- ・ 種別：常勤（正規職員）、非常勤、アルバイト等を記入。
- ・ 行が不足する場合は 2 枚目以降に No.21 から付番し、上記内容で作成する。

【様式 7】

計画概要書

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
定員 (人)							
施設 名称				運営 種別	民設民営		
所在地				基本開 所時間	平日	:	～
					土曜等	:	～
開設 年月日	令和 年 月 日			延長 保育 時間	平日	:	～
					土曜等	:	～
保護者 負担金	月額 円 その他 円				平日	:	～
					土曜等	:	～
受入予定 小学校区 (該当に○)	氏家小	押上小	熟田小	上松山小	南小	喜連川小	
職員配置	区分		配置基準		職員数		備考
	施 設 長						
	放課後児童支援員		2 人以上※				
	補 助 員						
	事 務 員						
	そ の 他						
建築概要	構 造		造		階 数		階建
	建 築 面 積		m ²		延 床 面 積		m ²
	工 事 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)						

※ 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる（さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例第 6 条第 2 項）。

【様式 8】

応募資格要件等に関する誓約書

さくら市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

さくら市民設民営放課後児童クラブ施設整備・運営事業者の募集に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 応募申込書その他の提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと。
2. 募集要項「3. 応募資格」の要件を満たしていること。
3. 募集要項「4. 施設整備及び運営等に関する基本的条件」を遵守すること。
4. 市長が必要と認める確認、調査及びその他情報収集を行うことに同意すること。
5. 選定結果について、異議を申し立てないこと。

【参考資料 1】乳幼児数及び保育利用児童数の推移

1 乳幼児数の推移

単位：人

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 3 年度	309	330	338	399	388	391	2,155
令和 4 年度	305	313	338	339	390	392	2,077
令和 5 年度	306	308	320	339	330	393	1,996
令和 6 年度	273	322	310	319	340	336	1,900
令和 7 年度	224	280	320	318	323	341	1,806

※ 住民基本台帳人口に基づく（各年 4 月 1 日現在）

2 保育利用児童数の推移

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：％

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 3 年度	64 (20.7)	190 (57.5)	237 (70.1)	241 (60.4)	240 (61.8)	238 (60.8)	1,210 (56.1)
令和 4 年度	71 (23.2)	188 (60.0)	213 (63.0)	246 (72.5)	249 (63.8)	258 (65.8)	1,225 (58.9)
令和 5 年度	78 (25.4)	191 (62.0)	225 (70.3)	234 (69.0)	249 (75.4)	254 (64.6)	1,231 (61.6)
令和 6 年度	63 (23.0)	216 (67.0)	214 (69.0)	244 (76.4)	239 (70.2)	250 (74.4)	1,226 (64.5)
令和 7 年度	61 (27.2)	182 (65.0)	235 (73.4)	227 (71.3)	248 (76.7)	239 (70.0)	1,192 (66.0)

※ 市外委託児童を含み市外受託児童は除く（各年 4 月 1 日現在）

【参考資料 2】 小学校児童数及び放課後児童クラブ利用児童数の推移

1 小学校児童数の推移

単位：人

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
令和 3 年度	781	136	150	517	576	410	2,570
令和 4 年度	752	122	144	493	580	417	2,508
令和 5 年度	729	109	144	510	572	397	2,462
令和 6 年度	704	100	144	514	595	389	2,446
令和 7 年度	684	97	135	508	584	355	2,363

※ 児童数は普通学級と特別支援学級の合計（各年 4 月 1 日現在）

2 放課後児童クラブ利用児童数の推移（公設のみ）

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：％

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
令和 3 年度	200 (25.6)	48 (35.2)	44 (29.3)	160 (30.9)	197 (34.2)	71 (17.3)	720 (28.0)
令和 4 年度	207 (27.5)	43 (35.2)	43 (29.8)	164 (33.2)	179 (30.8)	91 (21.8)	727 (28.9)
令和 5 年度	188 (25.7)	45 (41.2)	57 (39.5)	183 (35.8)	186 (32.5)	101 (25.4)	760 (30.8)
令和 6 年度	216 (30.6)	46 (46.0)	46 (31.9)	190 (36.9)	214 (35.9)	101 (25.9)	813 (33.2)
令和 7 年度	195 (28.5)	48 (49.4)	55 (40.7)	200 (39.3)	232 (39.7)	100 (28.1)	830 (35.1)

※ 月利用登録児童数（各年 4 月 1 日現在）

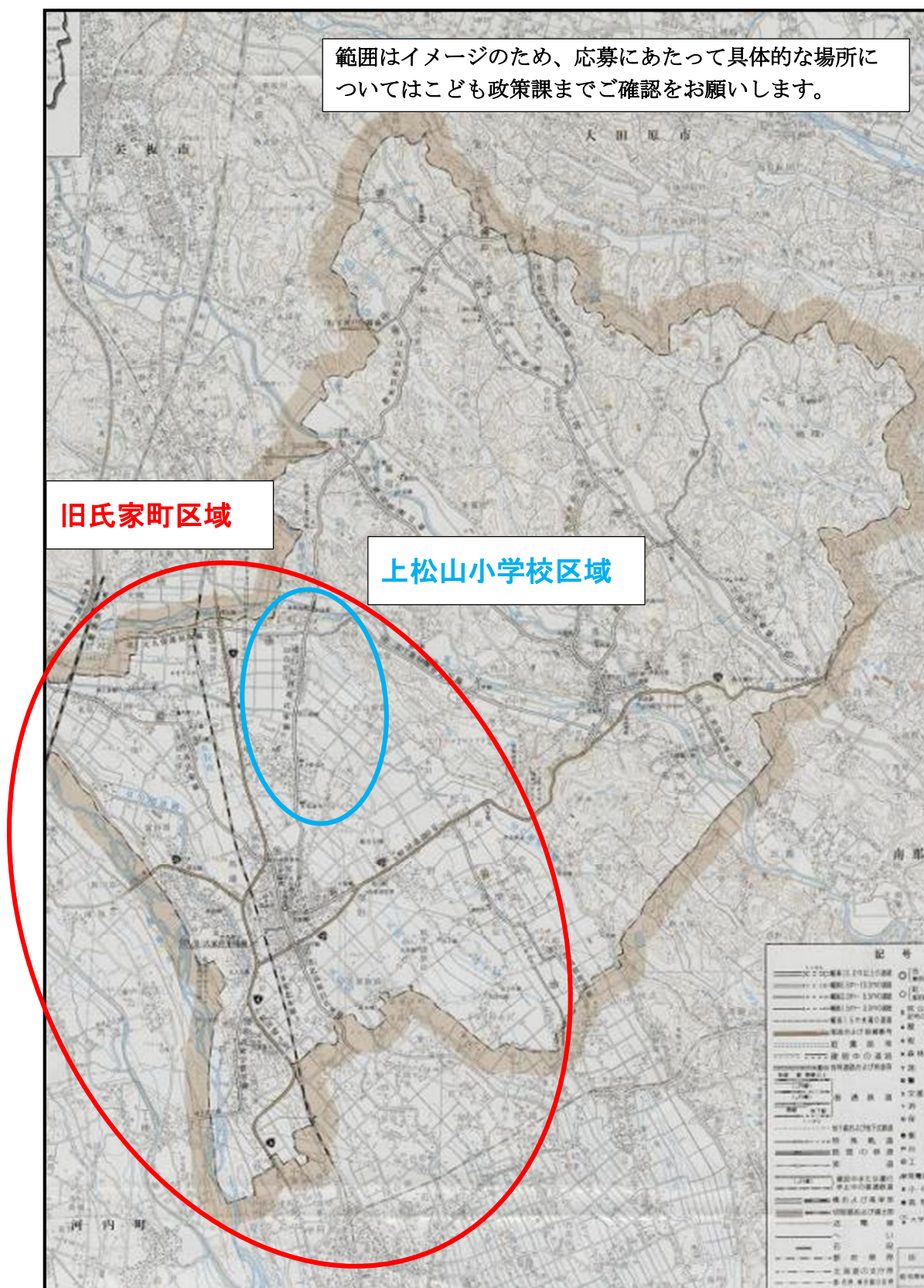
3 放課後児童クラブ利用定員（公設のみ）

単位：人、下段：％

	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
利用定員 (定員充足率)	233 (83.7)	45 (106.7)	59 (93.2)	211 (94.8)	249 (93.2)	135 (74.1)	932 (89.1)

※ 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在

【参考資料3】位置図（旧氏家町区域、上松山小学校区域）



【参考資料 4】 さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

平成 26 年 9 月 5 日条例第 24 号
改正 令和 5 年 5 月 31 日条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第 2 条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 2 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 2 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第 3 条 放課後児童健全育成事業において、同事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際

について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第4条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第5条 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含

む。)

- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第 7 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 8 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第 8 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第 9 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中

毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間は、第5条第2項の規定は適用しない。

(職員の経過措置)

3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第6条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

4 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間は、第6条第4項の規定（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）は適用しない。

【参考資料5】子育て関連施設マップ^o

令和7年4月1日時点



【参考資料 6】施設整備及び運営に係る委託料・補助金の目安

1、施設整備に係る補助金

子ども・子育て支援施設整備交付金（こども家庭庁）

（例）創設（新規整備）の補助イメージ

基準額 35,423 千円（本体工事費）×補助率 $3/4 \div$ **26,567 千円（補助額）**

※補助額には、国（1/2）、県・市（各 1/8）の法定負担分が含まれます。

対象経費や基準額、具体的な補助額等の詳細は、令和 7 年 4 月 24 日付こ成事第 264 号「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」を参照してください。

2、運営に係る委託料

子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国 1/6 ※	1/3
	都道府県 1/6	1/3
	市町村 1/6	1/3

（例）運営に係る委託料のイメージ
（条件）

- ・放課後児童支援員（常勤）を 2 名以上配置
- ・年間開所日数 260 日
- ・年間平均利用児童数が 30 人
- ・平日は 19 時半まで開設
- ・長期休暇等は 8 時間を超えて 4 時間開設（7 時半～19 時半）

ア基本額 6,777 千円（6,939 千円－（36 人－30 人）×27 千円）

イ開所日数加算額 280 千円（（260 日－250 日）×28 千円）

ウ長期休暇支援加算額 - 千円

エ長時間開所加算額 2,016 千円

（ア）平日分 720 千円（1 時間×720 千円）

（イ）長期休暇等分 1,296 千円（4 時間×324 千円）

合計（ア＋イ＋ウ＋エ） **9,073 千円（委託料）**

※委託料には、国・県・市（各 1/3）の法定負担分が含まれます。

上記イメージは基本部分の計算です。そのほか、国の補助メニューでは、放課後児童支援員等の処遇改善や送迎支援など、事業者が行う取り組みへの支援があります。放課後児童クラブに係る対象経費や基準額、具体的な額等の詳細は、令和 7 年 4 月 3 日付こ成事第 169 号「子ども・子育て支援交付金の交付について」を参照してください。

3、その他補助金

令和7年8月現在、放課後児童支援員等の処遇改善を図るための補助制度を整備しているので、積極的に処遇改善を図ることを検討してください。

さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金

(令和2年3月31日告示第47号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を図ることにより児童の安全かつ安心な居場所を確保し、次世代を担う児童の健全な育成に資するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき放課後児童支援員の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

1 支援の単位当たりの補助基準額は①～③の合計額（上限額 919,000 円）とする。

①放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000 円

②概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講したものを配置 対象職員 1 人当たり 263,000 円

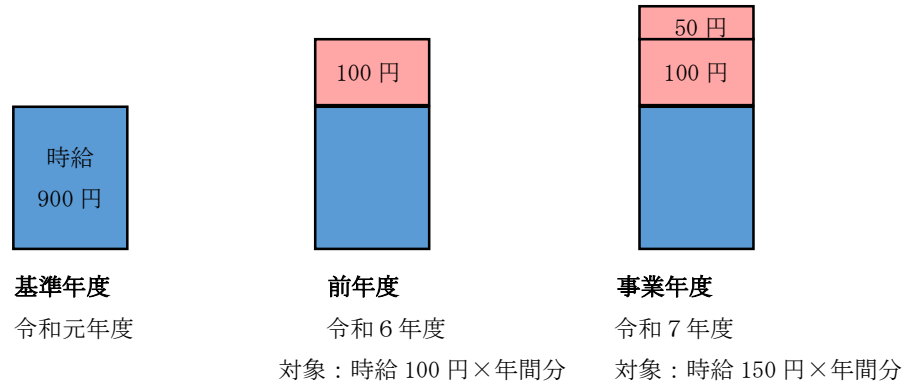
③②の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置

対象職員 1 人当たり 394,000 円

(3) 補助対象事業費の考え方

本市は令和2年度から補助事業を開始したため、基準年度を令和元年度とし、事業年度の賃金水準が基準年度より増額となる部分が補助対象事業費となる。

(例) 令和6年度までに時給 100 円増。令和7年度に時給 50 円増。



さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金

(令和4年12月28日告示第273号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童支援員等の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

11,000 円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数

※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。

(3) 補助対象事業費の考え方

基準年月を令和4年1月とし、事業年度の賃金水準が基準年月より増額となる部分が補助対象事業費となる。

なお、国で定めた補助基準額以上の賃金改善を実施することが必要となる。

例) 補助基準額の計算について(非常勤職員の場合の常勤換算)

非常勤職員を2人雇用(1ヶ月当たり勤務時間数60時間、就業規則で定めた常勤の1ヶ月当たり勤務時間数100時間)とし賃金改善をした場合、
 $11,000 \text{ 円} \times (2 \text{ 名} \times 60 \text{ 時間} \div 100 \text{ 時間}) \times 12 \text{ 月} = 158,400 \text{ 円}$ (補助基準額)

※注意※

「さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金」及び「さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金」の補助対象事業費は重複することはできません。